自宅療養への対応について

山口県新型コロナウイルス感染症対策室

取組内容

- 診療所や訪問看護ステーションと連携し、健康確認や、訪問等による診療・看護等を実施。

- 薬剤師会と連携し、休日・夜間においても医療機関からの院外処方箋を応需し、自宅療養者に医薬品の投薬を実施。

- 健康観察の効率化、保健所と医療機関等との情報共有。

⇒問診システムを活用し、自宅療養者自身が入力する

バイタル情報をYCISS（山口県コロナ患者情報共有システム）と連動。

陽性確定直後から自宅療養決定までの流れ
（着色部分について医療機関等が実施）

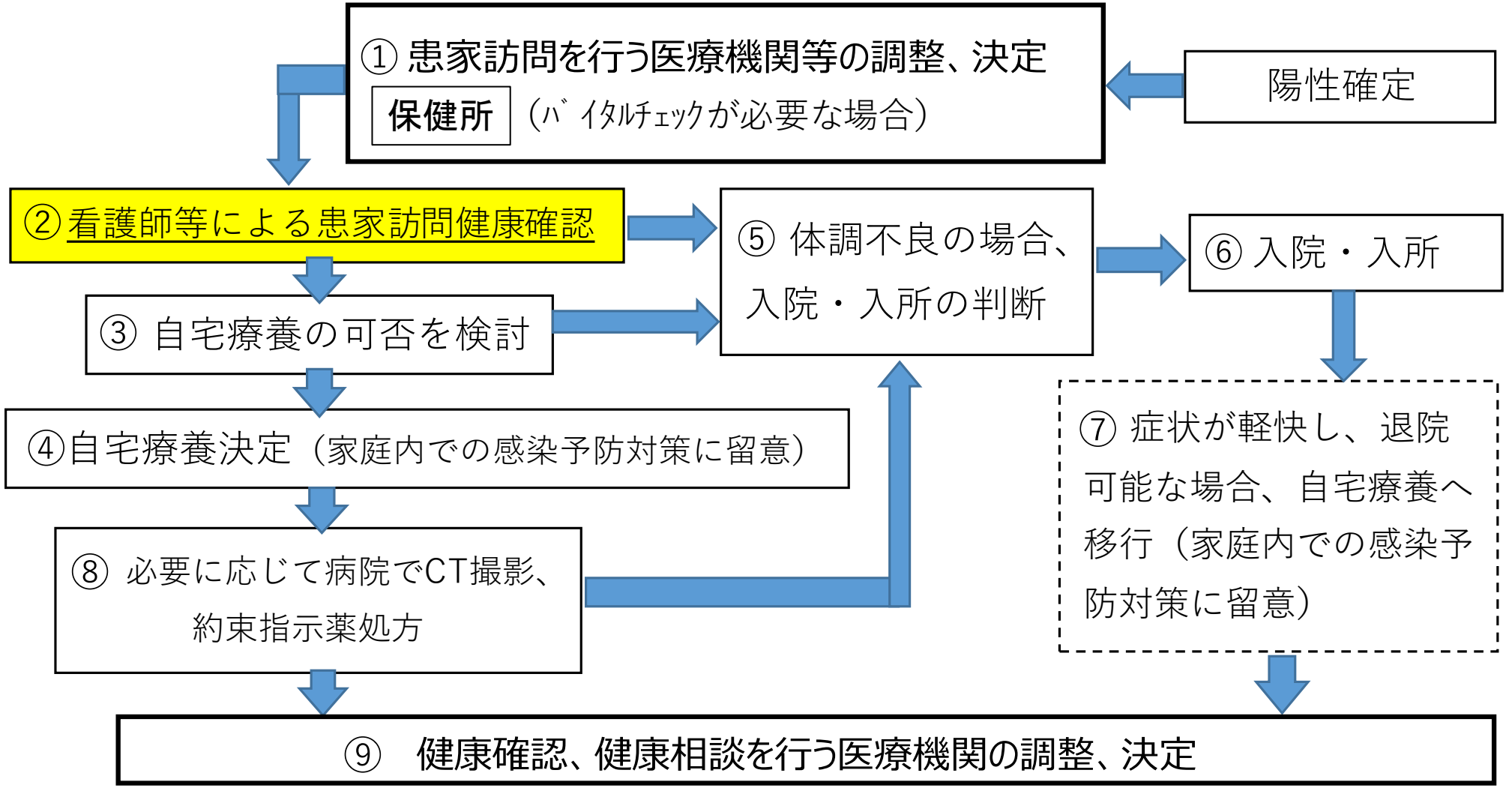

医療機関・訪問看護STにご協力いただきたいこと(1)

○　陽性確定直後の健康確認等

- 目的：自宅療養の可否を保健所が検討するために必要な、患者のバイタル情報を把握
- 内容：保健所が直接確認が必要と判断した患家に、看護師等が訪問し、健康確認
（パルスオキシメーターによるSpO2測定等）

【健康確認する対象患者像】

SpO2値が不明、再度測る必要がある場合など

⇒　訪問看護ステーション・医療機関に、保健所が依頼

自宅療養開始から措置解除までの対応の流れ

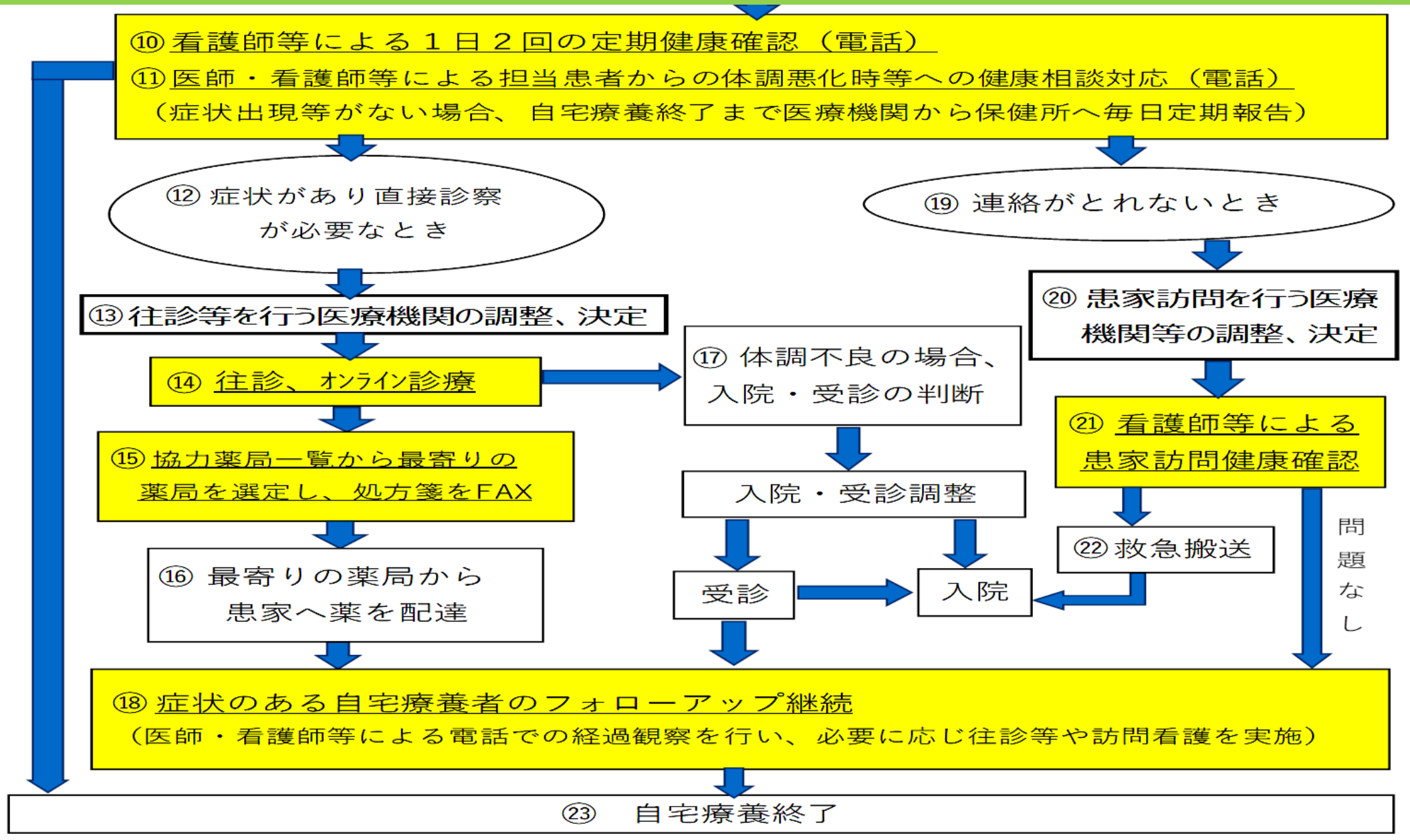

医療機関・訪問看護STにご協力いただきたいこと(2)

○自宅療養開始から措置解除までの対応

１　健康確認（電話）　《フロー⑩》

・　看護師等による１日２回の定期健康確認

・　実施後は結果を保健所に報告（YCISSへの登録）

２　健康相談対応（電話）　《フロー⑪》

・　医師・看護師等による担当患者からの体調悪化時等に随時対応（24時間）

※必ず医師への連絡が取れる体制を確保

【症状があり、直接診察が必要な場合 ⑫】

往診・オンライン診療・訪問看護の実施及び結果報告　《フロー⑭》

薬の処方が必要な場合、院内処方もしくは院外処方箋を発行　《フロー⑮》

【連絡がとれないとき（電話不通時など現地確認が必要な場合）⑲】

看護師等による患家訪問、健康確認　《フロー㉑》